3　認定研究開発事業計画の事業名及び認定年月日
　事　業　名：
　認定年月日：
4　添付書面の目録
□認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面
□職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）
□使用者等が品種登録出願をすることを定めた契約、勤務規則その他の定めの写し（該当する場合）
（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2　４の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出しており、かつ、その内容に変更がない場合には、その旨を記載して省略することができる。

別記様式第４号（第４条関係）

登録料軽減申請書

年　月　日

農林水産大臣名　殿

申請人（品種登録出願者）
住所又は居所
氏名又は名称　印
法人の場合には代表者氏名

花きの振興に関する法律（以下「法」という。）第13条第２項の規定による登録料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。
1　申請に係る登録品種の品種登録の番号：
2　法第13条第２項第１号に掲げる者又は同項第２号に掲げる者の別
　申請人は、
　□法第13条第２項第１号に掲げる者
　□法第13条第２項第２号に掲げる者
3　認定研究開発事業計画の事業名及び認定年月日
　事　業　名：
　認定年月日：
4　登録料の納付年分：
5　添付書面の目録
□認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面
□職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）
□使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の名義を使用者等に変更することを定めた契約、勤務規則その他の定めの写し（該当する場合）
（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2　５の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出しており、かつ、その内容に変更がない場合には、その旨を記載して省略することができる。

告　示

○外務省告示第三百五十四号

平成二十五年五月二日にドバイで署名された所得に対する租税に関する二重課税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約についてそれぞれの国において国内法上の手続を行った。よって、同条約は、その第二十七条１の規定に従い、平成二十六年十一月二十四日に効力を生ずる。

平成二十六年十一月二十七日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百五十五号

平成二十六年十一月二十四日にアブダビで、国際運輸業の所得に対する課税の相互免除に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の取極の終了に関する書簡の交換が行われた。よって、同取極は、この交換公文の規定に従い、平成二十五年五月二日にドバイで署名された所得に対する租税に関する二重課税及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約第二十七条２の規定に従つて同条約が適用されることとなる所得又は租税について終了し、かつ、効力を失う。

平成二十六年十一月二十七日　外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、二千十三年五月二日にドバイで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約（以下「条約」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

本使は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することに係る所得に対する二重課税の回避に関する二千四年六月二十七日付けの両政府間の交換公文による取極は、条約第二十七条２の規定に従つて条約が適用されることとなる所得又は租税について終了し、かつ、効力を失う。

本使は、本書簡及び前記の了解をアラブ首長国連邦政府に代わつて確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意が条約の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十一年十一月二十四日にアブダビで

アラブ首長国連邦駐在
日本国特命全権大使　加茂佳彦

アラブ首長国連邦
外務省法務担当次官補
アブドルラヒーム・ユーセフ・アル・アワディ閣下

（アラブ首長国連邦側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、アラブ首長国連邦政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意が二千十三年五月二日にドバイで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十一年十一月二十四日にアブダビで

アラブ首長国連邦外務省法務担当次官補
アブドルラヒーム・ユーセフ・アル・アワディ

アラブ首長国連邦駐在
日本国特命全権大使　加茂佳彦閣下

第明治三十三種郵便物認可
平成26年3月13日

発行所　〒100-8477 東京都千代田区霞が関一丁目四番一号　電話 03(3587)4294
独立行政法人国立印刷局
定価　一ヵ月1,641円（本体1,520円）　一部　164円（本体152円）　（配送料別）